

租税手当が支給される(タイ法人が駐在員の所得税を負担する)場合は、さらに節税額が大きくなります



駐在員個人の手取額は変化しませんが、タイ法人のコスト削減が可能です！

駐在員1名当たり

グロスアップ前

グロスアップ後

扶養控除 3万バーツ
扶養控除 3万バーツ
配偶者控除 6万バーツ
基礎控除 6万バーツ



30%の個人所得税率の場合
は**3.6万バーツ**の節税可能

35%の個人所得税率の場合
は**4.2万バーツ**の節税可能



30%の個人所得税率の場合
は約**5.1万バーツ**の節税可能

35%の個人所得税率の場合
は約**6.5万バーツ**の節税可能

配偶者・扶養控除を
使う場合